

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2012. 08

【建設】【運送】【産廃】【風営】

★建設業★ 建設工事施工統計調査 提出されましたか？

国土交通大臣許可の全業者、知事許可で資本金・出資金が3千万円以上の全業者又は舗装工事、板金工事、さく井工事の全業者の皆様には必ず毎年、建設工事施工統計調査が届きます。

新しく舗装工事等を取得又は業種追加をされた事業者様にも届いて、皆さん心配されます。

さて、その中身は単なるアンケートとはいかず、案外面倒なものです。

単に終了届に記載した金額をそのまま書き写せばいいだけではないので厄介です。



調査票Ⅰでは

貸借対照表から：有形固定資産の合計金額から土地を引いた金額

損益計算書から：売上高の兼業事業売上高

販売費及び一般管理費の合計金額

人件費（役員報酬＋給料手当＋退職金＋法定福利費＋福利厚生費）

営業利益（営業損益）の金額

租税公課、減価償却の金額

直前3年の各事業年度における工事施工金額と工事経歴書から

：元請の公共発注と民間発注の金額をさらに工事経歴書を見て、新設と維持・修繕とに分ける。また、さらに土木系、建築系、機械装置等に分け、さらに建築系は住宅と非住宅に分ける。

完成工事原価報告書から

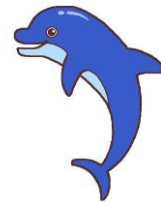
：材料費、労務費、外注費、経費の金額、（うち人件費）の金額

調査票Ⅱでは

元請工事の完成工事高のみを記入します。

工事経歴書から：工事場所により分類し、さらに土木系、建築系、機械装置等に分類して記入します。

不明な点、ご心配な事業者様は遠慮なくお電話ください。清水良枝





★運送業★ Gマーク申請の無事終了しました

今回申請をされた事業所の担当者様も、通常の業務に加え、申請のために多くの資料を揃えるのに一苦労されたことと思います。ようやく一段落ですね。

こんなことがありました。

申請をする際、窓口で少し中身を確認してもらえます。

そして、更新申請の事業所様は、申請方法を自ら選択することができます。

- ① 安全性に対する法令遵守状況の評価のみ希望(巡回指導のみ)
- ② 安全性に対する取組の積極性の評価のみ希望(2年間の活動記録のみ)
- ③ 上記2項目とも新たに評価を希望 以上の3つから選びます。

今回お手伝いさせていただいた事業所様のほとんどが運輸安全マネジメントに取り組むということで、そうすると③の2項目とも新たに評価を希望しなければなりません。

しかし窓口で『この書類なら完璧だから今回は安全性に対する取組の積極性の評価のみ希望でやってもらった方がいいから変えておくれ！運マネは次回の更新の時にまた挑戦してもらえばいいから！』と言われ、申請方法を変更した事業所様がいくつか…



せっかく前回より高得点での取得を目指して運マネに取り組んだのに～嬉しいような悲しいような複雑な気持ちです(。_。)

後日トラ協の方にお会いしたときにこの話をしたところ、「更新は楽だからメリットは利用してください。」と言われました。確かにそうだけど…

また、新規申請、更新申請で2項目とも新たに評価を希望した事業所様は、9月から10月にかけて巡回指導があります。今から、帳票類の項目、記録の仕方等確認しておきましょう。

牟田事務所では、巡回の事前確認と当日の立会いのお手伝いをしております。 わたくしが全力でサポートいたします。ご利用いただいたらメリットがわかりますよ！メリットは利用するものですよ(^-^)/巡回のお知らせが届いた事業所様、ご連絡お待ちいたしております！

また、牟田事務所は運送業者様のサポートに力を注いでいく予定です。

安全第一の時代、Gマークは利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするものであり、同時に事業者全体の安全の向上に繋げるためのものです。来年はうちもトライしようかな～と少しでも考えた方は是非！

運送業者様向けのセミナーをシリーズで行います。

続けて参加していただければ、Gマーク取得は簡単！さらに運行管理者様や経営者様の永遠の課題である、社内環境や運転手さんの安全に対する意識改革のサポートをします。

気になった方は、是非わたくし宛(運送業)にご連絡くださいませ。



牟田 美幸

セミナー予告

運輸支局の〇〇さんみたい…

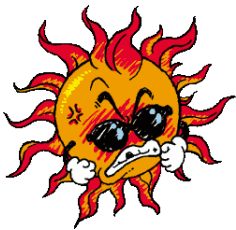
9月中旬、**運送業 シリーズ第1弾** ～効果的な点呼！～
事故防止のための点呼、もしものときのための点呼、
わたしのため、あなたのため、ドライバーさんのため、会社のため
それぞれに、**効果が見える点呼の実施、記録方法**について学びます。
社長さんは運行管理者さんを連れてご参加くださいね(*^_^*)

高速ツアーバス廃止へ！



今年4月に起きた関越自動車道での高速バス事故を踏まえ、国交省は7月30日、今後1年以内に「高速ツアーバス」を「高速乗り合いバス」に一本化することを発表しました。今あるツアーバスの運行形態は事実上、廃止となります。

これにより、旅行者などが高速バスを使ったツアーを企画する場合、高速乗り合いバスと同じようにバスを保有することや停留所を設けることが義務づけられ、また、貸し切りバス業者に委託する場合には国交相の許可が必要で、委託を受けた業者が別の業者に運行を依頼するのも禁止となります。7月には、運輸局の重点監査や厚労省（労働基準監督署）の臨検（監督指導）が実施されました。更に、高速道路での規制、罰則の厳罰化がなされるとのことです。まだまだ今後の動きに目を光らせる必要がありそうです。



アルコールインターロックで事故防止！？

アルコールインターロックは、車両に接続した機器に息を吹き込み、アルコールが検知されるとエンジンをかけることができない装置です。昨年5月からのアルコール検知器導入義務化を定めた輸送安全規則では、検知機の定義について「アルコールの検知により自動車の原動機が始動しない機能を有するものも含める」となっています。

アルコールについて、ここまでの装置が必要とされるということは、まだまだ酒気帯び運転があるからだと思います。プロ・本物が求められる時代なのに、いまだきアルコール検知器が赤色に変わって、ピーピー鳴るなんて理解できません！。

軽自動車協会が移転しました

昭和区八事にあった軽自動車協会が、平成24年7月17日より、港区へ移転となりました。場所は、港区のいろは町で、愛知運輸支局から車で10分ほどのところになったため、「今日は支局も軽自協もあるよ～ 大変だ～ (泣)」なんて言っていた自動車担当も大助かりです (笑)

循環あいちに 傘田事務所

連載スタート

循環あいち（愛知県産業廃棄物協会の機関誌）の【法律相談】にて、連載スタートしました。

その許可、本当に必要ですか？

不景気な中、臨戦体制（いざというときすぐに動けるように）を整えるという意味で、事業計画に沿って許可の見直しや新しく許可を取得されておられる事業者様もたくさんです。一方、「取引先や銀行から許可をとるように言われたのでお願いします。」とおっしゃる事業者様もあります。



「許可は持っていても邪魔にならない。」 勘違いをしておられるようです

お金や資格じゃあるまいし・・・場合によっては、許可を取得したがゆえに災いすることがありますのでお伝えします。

例えば建設業者さん・・・業種の追加を検討中～

我が社に「一級建築施工管理技士」が入社した！早速、業種の追加をしよう！
取れる業種は（建）（大）（左）（と）（石）（屋）（タ）（鋼）（筋）（板）（ガ）（塗）（防）（内）（絶）（具）です。これだけ、業種追加すれば、40条標識が立派に見えそうですね。
でも、業種追加すれば、その業種の工事を請負と、たとえ1万円であっても配置技術者を置かなければならないのです。配置技術者は専任技術者と同じ資格がなければなりません。つまり、もう一人「一級建築施工管理技士」あるいは「その業種に対応する資格を持つ社員」もしくは「10年経験ありの社員」が必要です。許可申請時の技術者以外の配置技術者がいなければ、即「建設業法違反！」、行政処分の対象にもなります。

業種追加をしなければ、500万円以下の請負金額であれば、建設業法に縛られることはないのです。

同じ建設業者さん・・・産廃の許可を検討中～



平成23年の法改正で、ケンパイ（建設系廃棄物）の取り扱いが明確になりました。これは建設工事で排出された産業廃棄物に関しては、元請が責任をもって適正処理を行うこと、逆に言えば不法投棄等の不適正処理があった場合は元請に全責任がきてしまうという事が法律で定められてしまったのです。

しかし、建設工事にはたくさんの下請が入り、廃棄物の管理が困難になることも考慮し、請負金額が500万円以下の工事の場合、下請業者が自身の産業廃棄物として許可なく運搬することが出来る様、例外が設けられたのです。

マニフェストに関しては産業廃棄物に関係する全ての人に関ってくるモノなので避けては通れませんが、その他の点に関してはこれもまた法律に縛られることはありません。

どの業法も罰則は厳しくなる一方、そして世間様の目も光を増す中

必要のない許可を取得したがために法律に縛られてはいけません。

一方、許可は、申請してもすぐにはとれません。いざ必要となった時に許可がないというのも困ります。いつでもご相談に応じます。

